資料３

次期廃棄物処理施設の処理対象廃棄物について

１　次期資源化施設の処理対象廃棄物

(1)　現資源化施設の処理品目と処理量

現在稼働している資源化施設の処理品目と処理量については，表１．１のとおりです。

表 1.1　現資源化施設の処理品目と処理量（単位：t）

施設名	処理品目		令和５年度	令和６年度	令和７年度
リサイクルセンター	缶（家庭系）		812.66	761.54	672.95
		アルミ缶	559.24	532.67	509.70
		スチール缶	253.42	228.87	163.25
	びん		2,016.03	1,966.54	1,818.85
		家庭系	1,541.28	1,479.62	1,328.50
		事業系	474.75	486.52	490.35
	ペットボトル（家庭系）		1,095.45	1,100.06	1,082.47
	残さ		642.59	585.88	653.20
函館プラスチック処理センター	プラスチック容器包装		2,495.03	2,465.73	2,441.62
		家庭系	2,483.74	2,453.57	2,429.80
		事業系	11.29	12.16	11.82
	ペットボトル（事業系）		427.09	442.81	441.93
	残さ		144.66	141.65	134.85

(2)　処理対象廃棄物

次期資源化施設では，破砕・選別工程等の導入による再資源化と最終処分する廃棄物の減容，処分量の削減を図る中間処理体制とすることから，燃やせないごみ，粗大ごみ，缶・びん・ペットボトル，プラスチック製廃棄物（プラスチック製容器包装，プラスチック使用製品）を基本に処理対象廃棄物を検討します。

(3) 危険ごみの対応について

○（仮称）危険ごみ

新たな区分（危険ごみ）として分別収集し再資源化を行うことを検討します。
危険ごみとして収集を想定している品目および処理量は表１．２のとおりです。

表 1.2 （仮称）危険ごみの収集および処理方法

（仮称）危険ごみ	収集方法（現行）	処理方法	処理量
小型家電製品	拠点回収（２１か所）	委託業者が回収し再資源化	R6 年度 約 32t R7 年度 約 46t
水銀含有蛍光管等	拠点回収（５３か所）	処理業者へ輸送	R6 年度 約 4.9t R7 年度 約 6.1t
スプレー缶・ガス缶	戸別収集（不燃ごみ）	埋立処分	R6 年度 63t／年※ R7 年度 91t／年※

※スプレー缶・ガス缶の処理量は，各年不燃ごみ量（委託車収集分）×各年組成割合により算出した推計値。

２ 次期最終処分場の処理対象廃棄物

(1) 現最終処分場の処理品目と処理量

現在稼働中の七五郎沢廃棄物最終処分場，恵山廃棄物最終処理場，南茅部廃棄物最終処分場の処理量については，表２．１および表２．２のとおりです。

表 2.1 七五郎沢廃棄物最終処分場の埋立処分実績（単位：t）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
一般廃棄物	家庭系	7,990	6,931	7,001	6,717	6,952
	事業系	1,384	1,670	1,688	3,729	5,380
	計	9,374	8,601	8,689	10,446	12,332
産業廃棄物		88	140	275	413	128
焼却残さ		9,000	8,602	8,319	7,375	6,307
合　計		18,462	17,343	17,283	18,234	18,767

表 2.2 恵山および南茅部最終処分場の埋立処分実績（単位：t）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
恵山処分場一般廃棄物	家庭系	14	15	9	7	21
	事業系	－	－	－	－	25※
	計	14	15	9	7	46
南茅部処分場一般廃棄物	家庭系	13	21	13	7	23
	事業系	－	－	－	－	26※
	計	13	21	13	7	49

※令和７年度の恵山・南茅部処分場の事業系ごみは，土砂災害による流木等。

(2)　処理対象廃棄物

次期最終処分場では，焼却残さ，不燃残さ（ガラス・陶磁器），海岸漂着物（流木・くじらなど），すきとり物，芝・ウッドチップ，災害廃棄物などを処理対象廃棄物として検討します。

(3)　処理に苦慮している廃棄物

家庭系ごみ（不燃ごみ・粗大ごみ）として収集・搬入された以下の品目については，現状，埋立処分していますが，再資源化や焼却処理のほか，民間処理の可能性について調査・検討します。

表 2.3　処理困難な廃棄物

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
スプリング式マットレス	1,918 個	1,810 個	1,909 個	1,885 個	1,932 個
畳	254 枚	180 枚	206 枚	259 枚	176 枚
じゅうたん	981 枚	720 枚	873 枚	809 枚	814 枚

※上記のほか，耐火金庫，コンクリートブロック，フロン類使用製品など，少量ですが搬入されています。

(4)　自転車・家具類の再生について

リサイクルセンターで実施している「自転車・家具類の再生利用事業」については，埋立処分場へ自己搬入された使用可能な自転車および家具を修理再生し市民へ販売する事業ですが，次期処理施設においても継続実施を検討します。

3　災害廃棄物について

現行の「函館市災害廃棄物処理計画（令和４年３月改訂）」の概要は以下のとおりです。

〇対象廃棄物

がれき，粗大ごみ，生活ごみ，適正処理が困難な廃棄物，し尿

〇想定する災害

内陸直下型の地震

・震源地：函館平野西縁断層帯（渡島大野断層，富川断層）

・規　模：Ｍ６．６（市内最大震度６強）

〇品目別対策

【がれき（解体廃棄物）】

木くず，金属くず，コンクリートがらは，民間処理業者による対応を基本とします。

可燃物は，仮置場内に破砕施設を設置し，減容したうえで焼却処理します。

不燃物は，仮置場内に破砕施設を設置し，減容したうえで再資源化が困難なものを埋立処分します。

混合廃棄物は，分別して再資源化を図ります。再資源化が困難なものは，可燃物・不燃物と同様に処分します。

【粗大ごみ（片付けごみ)】

粗大ごみは，平常時の処理を基本とし，破砕処理により減容した後に可燃物は焼却，不燃物は埋立，資源物は再資源化します。

【生活ごみ】

生活ごみは，平常時の処理を基本とし，可燃物は焼却，不燃物は埋立，資源物は再資源化します。

○粗大ごみ，生活ごみの対応について

現計画では，上記災害廃棄物のうち，粗大ごみおよび生活ごみに対応するごみ処理フローは，基本的に平常時と同様となっています。

ただし，粗大ごみの増加に対応するため，破砕施設が併設されていない最終処分場にあっては，埋立処分量の削減を図るため敷地内に仮設の破砕処理施設を設置し，減容した後に可燃物は焼却，不燃物は埋立，資源物は再資源化するとしており，当該計画による粗大ごみおよび生活ごみの発生量推計は，粗大ごみ６１０t，生活ごみは平常時と同等としています。

４　ストックヤード等保管スペースの確保の検討について

(1)　集団資源回収について

町会・自治会などの団体による集団資源回収による回収区分や回収量は表４．１のとおりです。

表 4.1　集団資源回収量（単位：kg）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新　　聞	3,448,430	3,389,810	2,927,664	2,630,511	2,464,578
雑　　誌	629,695	610,805	596,628	512,356	464,484
ダンボール	2,242,791	2,250,065	2,179,460	2,110,341	1,971,573
紙パック	56,767	54,540	54,117	52,998	52,388
ﾘﾀｰﾅﾌﾞﾙびん	23,436	21,089	22,332	19,605	17,146
スチール缶	13,282	11,785	12,247	11,244	9,668
アルミ缶	42,278	41,458	42,266	42,246	40,686
鉄　く　ず	5,283	4,774	6,577	5,900	7,890
その他金属	31	66	43	3	0
布	1,797	1,387	1,804	1,799	2,245
空　き　箱	1,305	890	1,370	1,175	845
合　　計	6,465,095	6,386,669	5,844,508	5,388,178	5,031,503

(2) 市が行っている拠点回収について

再資源化を促進するため，市が行っている拠点回収による回収区分や回収量は表４．２のとおりです。

【回収対象品】

・乾電池（市内２４４か所）
・小型家電製品（市内２１か所）
・水銀含有蛍光管等（市内５３か所）
・小型充電式電池等（市内１３か所）
・使用済みプラスチック製筆記具等（市内３か所）
・古着（市内７か所）

表 4.2　拠点回収量

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
乾電池	52.48t	51.84t	59.30t	56.22t	54.48t
小型家電製品	76.70t	80.36t	75.86t	31.82t	45.94t
水銀含有蛍光管等	6.44t	5.92t	5.90t	6.13t	6.90t
小型充電式電池等	－	－	－	－	20.40kg
使用済みﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製筆記具等	－	－	8.20kg	36.90kg	55.00kg
古着	－	－	5.09t	34.20t	44.13t

※上記拠点回収品のうち小型充電式電池等は令和８年２月，使用済みプラスチック製筆記具等は令和５年１２月から拠点回収が開始され，古着は令和２年４月から休止中でしたが，令和５年度から再開しています。

(3) 民間回収について

古紙類，金属類などの再資源化を促進するため，民間回収が行われている回収品目は以下のとおりです。

【回収品目】

新聞，雑誌，ダンボール，雑がみ，紙パック，ペットボトル，缶，一升瓶，ビール瓶，一升箱，ビール箱，食品トレー，特定の金属類，古着など